平成２４年（フ）第７２号
兵庫県明石市和坂１丁目15番５―335号
債務者　山口　育枝
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
兵庫県明石市硯町２丁目６番42号　グリーンマンション102号、旧住所兵庫県明石市西新町２丁目２番４号　ル・セール明石101号
債務者　麦まんまこと　真島　和美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
神戸市西区玉津町高津橋334番地の２　江川ハイツ102号
債務者　小野　美幸（旧姓河西）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘４丁目５番15―101号
債務者　細川　歩美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
富山県中新川郡上市町下経田215番地17
債務者　佐伯　道代
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０７７号
大阪府箕面市如意谷１丁目５番10―102号
債務者　徳本　順子（旧姓金山）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０４号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ27―115号
債務者　苅屋　正明
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１１号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ10―204号
債務者　織田村久子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３８号
大阪府大東市三箇６丁目４番26号
債務者　井上　彰仁
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７６号
大阪府東大阪市森河内東２丁目18番20号　アネックスヒロ806号
債務者　八木　弘信
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９８号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目15番19―311号
債務者　南野　真澄（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５９号
大阪市淀川区十八条３丁目13番13―106号
債務者　服部　礼二
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４６７号
大阪市生野区鶴橋４―13―10　シャトー映光第二605号、住民票上の住所大阪市城東区今福西６丁目８番60―607号
債務者　武田　常男
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９３号
大阪府八尾市山城町５丁目３番１号、前住所大阪市東淀川区小松１丁目７番７―703号
債務者　水田　正幸
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７１号
大阪府豊中市島江町１丁目３番14―701号
債務者　東陽建設こと　傳石　道治
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０３号
大阪市都島区友渕町１丁目５番９―411号
債務者　岡本惠美子（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８６５号
大阪市住之江区南港中５丁目５番32―211号
債務者　畑原　博文
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部